

**復興産業集積区域内で事業用設備の取得
などをして事業に用いた場合、所得税・法人
税について特別償却や税額控除ができます**

復興産業集積区域(P57参照)内において、指定事業者*が事業用設備(機械・装置、建物・構築物)の取得などをして事業に用いた場合、これらの取得価額に一定の率(下の表を参照)をかけた金額を、特別償却または税額控除できます。

- 平成28年3月31日までに取得などをした資産が対象です。
- 税額控除については、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度とします。超過額については4年間の繰越しができます。

※指定事業者

雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業などを行う者として指定を受けた個人または法人

■特別償却

| 取得などの時期 資産などの区分 | ～平成26年3月31日 | 平成26年4月1日 ～平成28年3月31日 |
|--------------------|-------------|--------------------------|
| 機械・装置 | 100% | 50%* |
| 建物・構築物 | 25% | |



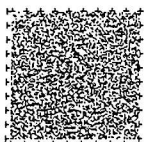
※福島県の復興産業集積区域において
は100%

■税額控除

| 取得などの時期 資産などの区分 | ～平成28年3月31日 |
|--------------------|-------------|
| 機械・装置 | 15% |
| 建物・構築物 | 8% |

お手続き / お問い合わせ

お近くの税務署 ⇨ P72・73参照



復興に向けた取組 — 復興特区制度を活用した取組を支援します